

山形市告示第30号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日

山形市長 佐藤孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部全域（JR奥羽本線の東側の地域）	計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4月18日（月） 9:30～14:00	山形市霞城公民館	一般社団法人山形県計量協会
		4月19日（火） 9:30～11:00	山形市山寺コミュニティセンター	
		4月19日（火） 13:00～14:30	山形市高瀬コミュニティセンター	
		4月20日（水） 9:30～11:00	山形市滝山コミュニティセンター	
		4月20日（水） 13:00～14:30	山形市元木公民館	
		4月21日（木） 9:30～14:00	山形市東部公民館	
		4月22日（金） 9:30～14:00	山形市北部公民館	
		4月25日（月） 9:30～14:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		4月26日（火） 9:30～14:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		4月27日（水） 9:30～11:30	山形市蔵王コミュニティセンター	
		4月28日（木） 9:30～11:30	村山総合支庁本庁舎（北側駐車場）	
		4月28日（木） 13:00～14:30	山形市南部公民館	
		5月2日（月） 9:30～15:00	一般社団法人山形県計量協会	

備考

- 1 検査時間のうち、正午から午後1時までは休憩時間とする。
- 2 表に定める実施日時及び実施場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、市長が別に指定する日時に一般社団法人山形県計量協会において行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、山形市ホームページ等において公表する。

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による
特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部 全域（JR 奥羽本線 の東側の 地域）	計量法施行令第10条第1 項に規定する非自動はかり、 分銅及びおもり並びに皮革 面積計	4月18日（月）から 12月23日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人 山形県計量協 会